

特別養護老人ホーム杉風荘運営規程

この規程は、社会福祉法人上小阿仁村社会福祉協議会が設置する特別養護老人ホーム杉風荘（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 要介護状態となった高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 施設は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。

2 事業の提供にあたっては、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたった施設サービス提供に努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（入所者の権利）

第3条 入所者等は、人権、信条、宗教、社会的身分又は門地により差別的な、あるいは優先的な取扱いを受けないこととする。

（施設の名称等）

第4条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 杉風荘
- (2) 所在地 秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字友倉98番地

（入所定員）

第5条 施設の入所定員は、86名とする。ただし、災害その他止むを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(職員の職種)

第6条 施設においては次の職種の職員を置く。なお、職員定数は法令等による配置基準を下回らないものとし、一部職種については兼任又は兼務することができる。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 施設長 (管理者) | 1名 (常勤) |
| (2) 事務員 | 必要数 |
| (3) 生活相談員 | 1名以上 (常勤) |
| (4) 介護職員 | 28名以上 (常勤換算) |
| (5) 医師(嘱託医) | 必要数 (嘱託) |
| (6) 看護職員 | 3名以上 (常勤換算) |
| (7) 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (8) 管理栄養士 | 1名以上 |
| (9) 介護支援専門員 | 1名以上 (常勤) |
| (10) 調理員 | 必要数 |

(職務内容)

第7条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者)は、施設運営の責任者として、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 事務員は、施設運営に関する一般事務及び庶務的な業務に従事する。
- (3) 生活相談員は、入所者の生活相談全般、面接、身上調書の作成、苦情や家族等の各種相談に応ずる業務に従事する。
- (4) 介護職員は、入所者の居室を中心とし、生活相談及び日常生活の介護(食事、入浴、排せつ、整容等)の業務に従事する。
- (5) 医師は主として、入所者及び職員の診療及び健康管理並びに施設全般の保健衛生指導業務に従事する。
- (6) 看護職員は、医師の指示に従い、入所者に対する医師の診療の補助及び看護、並びに施設全般の保健衛生管理の業務に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、主として入所者の日常生活上の機能訓練を行う業務に従事する。
- (8) 管理栄養士は、入所者の献立作成、栄養量計算、食事記録を行うほか、食品衛生管理全般に亘る業務に従事し、調理員を指導する。
- (9) 介護支援専門員は、入所者の要介護認定申請や調査に関すること、また入所者の介護サービス計画を立案するとともに、施設サービス全般の実施状況を把握し必要に応じて介護サービス計画を変更する。
- (10) 調理員は、入所者に提供する調理業務に従事する。

(職員の心得)

第8条 職員は、施設の目的及び運営方針等に則り、入所者の処遇には無差別公平を旨とし、深い理解と愛情を持ち、この事業に対して強い愛情をもって施設の運営向上に努めなければならない。

2 職員は、担当業務に関しては常に研究と創意工夫に努め、その活動等の記録を整備しておかなければならない。

(内容手続きの説明及び同意)

第9条 施設は、施設サービス提供の開始に際しては、あらかじめ入所申込者又は家族等(代理人)に対し、契約事項、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入所申込者の施設サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、施設サービスの提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第10条 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。ただし、入所希望者が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 他の入所者等に重大な影響を及ぼす感染性の疾病、伝染病等が医師の診断で明らかの場合
- (2) 入院治療を必要とする場合その他入所希望者に対し、施設が適切な便宜を提供することが困難である場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、利用させることが不相当と認められた場合

(受給資格等の確認)

第11条 施設は、施設サービス提供を求められた場合は、入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び認定有効期間を確認するものとする。

2 施設は前項の被保険者証に介護保険法に規定する認定審査会意見が記載されているときは、審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込みについて、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに該当申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第13条 施設は、身体上又は精神上著しい障害がある為に常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、入所者が入院治療を必要とする場合その他入所者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずるものとする。
- 3 施設は、入所者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうか検討するものとする。
- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。
- 6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及び家族等(代理人)の希望、その者が退所後に置かれる事となる環境等を勘案し、その者の円滑な退所の為に必要な援助を行うものとする。
- 7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業所に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(入退所の記録)

第14条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第15条 施設は、入所者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及び家族等(代理人)の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供

与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにする。

(利用料及びその他の費用の額)

第16条 施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスである時は、各利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 施設が、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供したときは、入所者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 その他の費用として、次により入所者から支払いを受けることができるものとする。

(1) 食費として1日1,445円

(2) 居住費として1日855円

(3) 理美容代は、実費とする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設において提供される日常生活において、通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものは、実費とする。なお、食費及び居住費については介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係る施設サービスの提供に当たっては、予め入所者又は家族等(代理人)に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得るものとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め入所者又はその家族等(代理人)に対し説明を行い、入所者の同意を得ることとする。

(利用契約の解除)

第17条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し退所するものとする。ただし、老人福祉法に基づく受託入所については、村長に連絡し指示を受けて退所措置を取るとともに関係者に連絡するものとする。

(1) 入所者等からの退所の申出があったとき。

(2) 病院、又は診療所に入院の必要が生じ、診断によりその期間が3ヶ月を超えると見込まれるとき。

(3) 無断で7日以上帰所しなかったとき。

(4) 介護認定審査により、要介護度に変更が生じ、要支援、非該当と認定されたとき。

- (5) 入所者が死亡したとき。
- (6) この規程及び施設介護サービス利用契約書に違反したとき。
- (7) その他受託内容に変更、廃止等の事由が生じたとき。

(死亡)

第 18 条 入所者等が死亡したときは、死亡日時、死因、その他必要な事項を家族等(代理人)の関係者に通知し、速やかに処理をするものとする。

(葬祭の代行)

第 19 条 死亡者の葬祭については、施設は原則的にこれを行わない。

(施設サービスの内容)

第 20 条 施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、その他必要な施設サービスを入所者の希望に添って適切に提供する。
- (2) 施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して施設サービスの提供を行うものとする。
- (3) 親切丁寧に行うことを旨とし、入所者又は家族等(代理人)に対し、施設サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (4) 介護技術の進歩に対応し、親切な介護技術をもって施設サービスの提供を行う。
- (5) 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
- (6) 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
- (7) 入所者の心身の状況に応じて、週 2 回以上入浴又は清拭を行う。また、食事等の介護、排せつ、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- (8) 入所者に、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- (9) 施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。
- (10) 施設は、入所者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

- (11) 入所者の食事は栄養並びに入所者の身体状況、嗜好を考慮し、適切な時間に提供し、入所者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるように努める。
- (12) 施設は、各入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
- (13) 施設は、各入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。
- (14) 退所に当たっては、居宅介護支援事業者や保健医療福祉サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第 21 条 施設長（管理者）は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの、入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、他の職員と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し同意を得るものとする。

(金銭管理)

第 22 条 入所者の預かり金については、施設の利用期間中のみ入所者の申し入れ及び同意により、入所者の金銭管理を行うことができる。

- 2 前項において、施設が預かりを受けたときは、入所者等の指定した者に対して報告をするとともに、退所時には速やかに返納する。

(入所者等の遵守事項)

第 23 条 日課は施設サービス計画に基づき入所者等への説明、同意のもと実施されるが、入所者等は自身のサービス計画達成に向け日課へ協力するとともに、より安心な生活を目指し、他の入所者等との相互の親睦を図る。

- 2 入所者等は、前項の協力のもと、次に定める事項を遵守すること。
 - (1) 喧嘩、口論または暴行、ハラスメント等、他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (2) 建物、設備、備品等を損傷しないこと。
 - (3) 避難訓練等に積極的に参加し、防災意識の高揚に努めること。

- 3 入所者等は、故意又は過失によって施設(設備又は備品)に損害を与え、あるいは無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状に回復する責を負わなければならない。

(入所者等の各種届出)

第 24 条 入所者等は、次の各号に該当したとき、その旨を口頭又は届出用紙により、施設長に届出なければならない。

- (1) 家族等(代理人)の身上に異動を生じたとき。
- (2) 感染性の病気、伝染病等身体に異常を感じたとき。
- (3) 外出及び外泊のとき。
- (4) 施設内で食事を摂らないとき。
- (5) 金銭管理の依頼のとき。
- (6) 外来者が、入所者等に面会及び宿泊しようとするとき。

(非常災害対策)

第 25 条 施設は、火災、地震等の非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、入所者の避難誘導訓練等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 施設は、消防法の規定に基づき防火管理者を設置して非常災害に対処するための消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練(年2回)
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 職員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時対応)

第 26 条 入所者の状態に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は協力医療機関に連絡し指示を仰ぎ必要な措置を講ずるとともに、家族等(代理人)へその旨の報告を行う。

(衛生管理)

第 27 条 施設は、入所者等の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に講ずるよう努めなければならない。

- 2 施設は当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力病院)

第28条 施設は、入院治療を必要とする入所者等のために、あらかじめ、協力病院を定めておく。

- 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第29条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

- 2 前項に規定する事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(苦情解決体制の整備)

第30条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口と解決機関を設置する。

- (1) 指定場所に「苦情・相談等投票箱」の設置
- (2) 生活相談員等による日常的苦情相談受付コーナーを設置する。
- (3) 第三者委員の設置

2 苦情の申立方法は、口頭、電話、手紙、その他の通信方法による。

- 3 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとし、市町村から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

- 4 施設は、入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 31 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための安全対策担当者の設置
- 2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 施設は、前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
 - 4 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 5 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第 32 条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の手続き)

第 33 条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のため研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 34 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 35 条 施設は、施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- 2 施設は、全ての介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内に実施
 - (2) 継続研修 年一回以上
 - (3) 必要と認める場合は、前項に掲げる研修のほかに、研修を実施することができる。
- 3 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等との地域との交流を深めることとする。

- 4 職員は、職務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- 5 施設は、職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 6 施設は、適切な指定介護老人福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 7 この規程に定めるもののほか運営に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、令和3年8月1日より施行する。

附 則 この規程は、令和3年10月1日より施行する。

附 則 この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年3月1日から施行する。